

特別職報酬等審議会会議要旨

1. 日 時 令和7年5月15日(木) 午後2時00分～午後4時00分

2. 場 所 市川市役所第一庁舎5階 第1委員会室

3. 出席委員	会 長	田口 安克	副会長	瀧上 信光
	委 員	大橋 愛生	委 員	小林 俊之
	委 員	紺野 大輔	委 員	塩田 喜美子
	委 員	芝田 弘一	委 員	鈴木 麻由美
	委 員	戸村 節子	委 員	知久 有美
	委 員	細川 ひろみ	委 員	柳沢 泰子

4. 欠席委員	委 員	大野 京子	委 員	鈴木 北斗
	委 員	中田 和典		

5. 事務局	蛸島	総務部長	植松	総務部次長
	佐藤	職員課長	八巻	職員課主幹
	小林	職員課主査	富岡	職員課主査

6. 提出資料

- 資料1 市川市特別職報酬等審議会条例
- 資料2 「建議」と「答申」の違いについて
- 資料3-1 特別職報酬等審議会の概要
- 資料3-2 建議及び改定の経緯
- 資料4-1 市川市特別職報酬等審議会 建議書(H18.12.27)
- 資料4-2 市川市特別職報酬等審議会 建議書(H25.8.2)
- 資料4-3 市川市特別職報酬等審議会 建議書(H27.1.26)
- 資料5 市川市特別職報酬等審議会 建議書(R7.1.20)
- 資料6 市川市特別職の給与(令和7年度)
- 資料7-1 市川市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- 資料7-2 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例
- 資料7-3 市川市特別職の職員の退職手当支給条例
- 資料7-4 現市長の給料及び退職手当の特例について
- 資料7-5 市長の給料及び退職手当の特例に関する条例
- 資料8 特別職関係通達
- 資料9 市川市審議会等の会議の公開に関する指針

7. 委嘱辞令の交付

田中市長から各委員に対し、委嘱辞令が交付されました。

（任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで（2年間））

委嘱辞令交付に引き続き、田中市長からの挨拶がありました。

8. 会長・副会長の選出

市川市特別職報酬等審議会条例第5条の規定に基づき、会長・副会長は互選することになっていることから、委員の中から推薦する方法で選出が行われました。

田口委員が会長に、瀧上委員が副会長に推薦され、全会一致で両名が会長・副会長に選任されました。

9. 自己紹介

会長・副会長の挨拶、出席委員10名及び事務局職員4名の自己紹介が行われました。

10. 会議概要

田口会長

只今より、第1回市川市特別職報酬等審議会を開催いたします。初めに、市川市特別職報酬等審議会条例第6条第2項において、『会議は委員の半数以上の出席がなければ、開くことが出来ない。』とされておりますので、出席者の確認をいたします。

本日は、大野委員、鈴木北斗委員、中田委員より欠席のご連絡をいただいております。

したがいまして、委員定数15人の半数以上の委員にご出席いただいておりますので、会議は有効に成立しておりますことを確認いたします。

なお、傍聴につきましては、本日は、傍聴はおりませんのでご承知おきください。

田口会長

それでは、議事に入ります。

はじめに、（1）会議公開について、を議題といたします。市川市には、『審議会等の会議の公開に関する指針』が定められております。これは、本市に置かれております、審議会の会議の公開・非公開について、統一的な取扱基準を定めるものでありまして、当審議会も、この指針に従って、会議の公開・非公開を決めなければなりません。まず、この指針について、事務局に説明を求めます。

事務局

（資料9について説明）

田口会長

ただいま、事務局から、会議の公開・非公開について説明がありました。

当審議会は原則公開になるとのことですが、議題に個人情報等がある場合には、非公開とすることができるとのことです。本日の議題について、非公開情報を取り扱うことがあるか、事務局に説明を求めます。

事務局

本日の議題につきましては、すでに公表されている資料に基づく審議等をお願いすることになります。個人情報等の非公開情報についてご審議等をいただくことはございません。

田口会長

本日の議題に関して非公開情報について審議等を行うことはありませんので、会議を公開することとしたいと思います。皆様、賛成の方は挙手をお願いします。

— 全員挙手 —

田口会長

全員賛成ということで、ありがとうございます。本日の会議は公開と決定いたします。

次に、当審議会の会議録についてです。指針ではこれを作成し、市のウェブサイト等への掲載により公表をしなければならない、とされています。事務局に説明を求めます。

事務局

(資料9について説明)

田口会長

前回、出席されている方は、議事録で自分の名前が「A」や「B」になっていたのも、そのことだとお分かりになると思います。

議事録の発言者について出来るだけ意見を出したいが、名前が出るのはどうかということで、「A」、「B」の方が良い場合もあります。ただ、過去には実名もありました。

これに関して、忌憚なきご意見を聞かせて頂ければと存じます。

前回、第19回は、「A」、「B」で、会長、副会長は、「会長」、「副会長」と分かるようにしました。いかがでしょうか。

A委員

発言には責任を持って臨みたいので実名とも思いましたが、このようなご時世なので、「A」、「B」、「C」、「D」という、アルファベット表記でも問題はないと思います。

B 委員

去年、初めて参加して、アルファベット表示にして頂いて、すごく素直に意見を述べられたので、今年も引き続きこの方針でやって頂けたらと思います。

瀧上副会長

会長と副会長は表示されます。審議会の出席委員は名前が表示されますが、発言者名の表示は、「A」、「B」、「C」です。

給料等に関する議論なので、いろいろな反響等があります。また、今はSNS等もあり、どういった反響があるかということもあります。

この審議会では自由に議論が出来るという観点から、委員の議論は、「A」、「B」、「C」で、従来通りの表示にさせてもらうのが良いと私は思います。

田口会長

去年と同じ「A」、「B」、にしたいということですが、いや、という方はいらっしゃるようです。それでは、総意として、会議録の発言記録については、「A」、「B」、という仮名表記にしたいと思います。

次に、「議題（２）特別職報酬等審議会の概要について」を議題といたします。

今回、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、事務局より、当審議会の任務、審議対象事項、建議の意味等について、確認の意味で説明して頂ければと思います。また、これまでの建議等についても説明して頂いて、どういったものを把握して頂ければと思います。

事務局

（資料１、資料２、資料３－１、資料３－２、資料６、資料７－４、資料７－５、資料８により説明）

田口会長

ただ今、事務局から、任務や経緯の説明がありました。ここで、確認したいことがあればと思います。先程、事務局からありましたが、資料１の条例の審議会の任務、第２条が本当に一番大事です。我々の任務だということを認識して審議を進めていければ良いと思います。委員の皆様、確認したいことがございましたら、挙手の上、質問等して頂ければと存じます。

C 委員

市長の退職金についてです。市長の任期は４年間です。田中市長は今回辞退されたので退職金は払われないということですが、再度、田中甲さんが市長になられた時、その任期毎に退職金は払われるのですか。

事務局

おっしゃるとおりです。退職金については任期毎に支払われますが、資料7-4に示されている通り、現任期に限っては、不支給になるということでご理解頂ければと思います。

会長

他にご質問等はございますか。

D委員

どうして市長は、退職手当の2千万円を返上し、毎月の給料も減額されたのですか。簡単にご説明頂けたらと思います。

事務局

市長は政治家という側面もございますので、あくまで、政治家の信条としてのお考えです。現市長につきましては、市民目線をより大切にするという、お人柄もございます。そういった部分で、給料の一部を減額し、退職手当も受け取らないという判断をご自身の政治信条としてされました。その結果として、条例を定めたというところでございます。

E委員

市長の給与は、この審議会を経た後、議会の議決を得て決まっていくと思います。この条例を作る際、こういったフローで決められたのでしょうか。

事務局

特例条例の制定に際して、本審議会において何か議論をした経緯はございません。本条例については、議会の議決を頂いて条例案が可決されました。

A委員

昭和53年にあった特別職の報酬等の引上げに関わる直接請求について、非常に興味深く感じました。直接請求はその後あったのですか。

事務局

当時の経緯ですが昭和53年で少し古いものですが、その後、直接請求について特別職の報酬に関わる部分はなかったと記憶しています。

田口会長

他に無いようでしたら、最後の議事です。

新しい委員もいらっしゃいますので、当審議会の運営について、3点のお願いを共有したいと思います。

まず、1点目は、会議について積極的な議論をして頂きますが、会議における発言は、挙手の上、議長である私を通して行うようにお願いします。

2点目は、議事の運営に必要な資料は全て、会議の場で決定することになります。したがって、個別に事務局に対してメール等で直接資料請求を行うこと等は、お控えください。

3点目は、やむをえず、会議を欠席や遅刻される場合は、速やかに事務局までご連絡頂ければと思います。

私からは、以上でございます。

以上で、本日の議題は全て終了というところでございますが、ほかに何か無いようでしたら、最後に事務局から事務連絡の方、よろしくお願いいたします。

事務局

会議録についてです。会議録につきましては、毎回、会議終了後、事務局で案を作成しまして、委員の皆様へ送付させていただきます。委員の皆様には内容をご確認頂きまして、修正箇所やご意見等がございましたら、お手数ですが、指定期限までに、事務局まで連絡を頂ければと思います。皆様から意見や修正箇所等で必要な修正・訂正を行った上で、最終的に会長にご確認を頂きまして、正式な会議録とさせていただきます。

田口会長

それでは、以上をもちまして、第1回市川市特別職報酬等審議会を閉会いたします。皆様、どうもお疲れ様でございました。

— 閉会 —

市川市特別職報酬等審議会 会長